

今後の検討の進め方について（案）

平成 23 年 6 月 1 日

1 趣 旨

「千葉県自動車交通公害防止計画」及び「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づく総量削減計画」は、平成 22 年度を目標としており、その目標をおおむね達成している。

23 年度以降の自動車環境対策については、自動車をめぐる社会環境が大きく変化していることから、基本的な考え方を整理し新たな施策の方向性を設定する必要がある。一方、平成 23 年 3 月 31 日付けで、平成 32 年度を目標とする自動車NO_x・PM法に基づく新たな総量削減基本方針（県内の 16 市が対象）が国から示され、今後、自動車NO_x・PM法に基づく総量削減計画を策定することとなっている。

そこで、環境審議会大気環境部会において、千葉県全域における自動車環境対策のあり方について検討を行い、「自動車環境対策方針（仮称）」としてとりまとめる。

2 検討項目

(1) 自動車環境問題対策の基本的な施策の体系

自動車の移動性や従来からの施策の継続性に鑑み、県全域における、自動車環境対策の基本的な施策の体系について検討する。

ア 自動車NO_x・PM法に基づく総量削減計画との整合

自動車NO_x・PM法に基づく総量削減計画は、国から示された「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」に基づき対策地域である県内の 16 市に限定して策定するものであるが、施策の効果は、県全体の施策と連動するものである。

イ 自動車保有台数の横ばい状況や近年の少子高齢化などの社会状況の変化を踏まえた施策

ウ 低公害車の普及について、車種や使用方法に応じた普及方策及び燃料等の供給施設の整備

(2) 環境基準未達成地域についての検討

二酸化窒素の環境基準が達成していない局について、その原因と対策

3 スケジュール

- (1)平成23年6月1日 平成23年度第1回環境審議会大気環境部会 諮問
- (2)平成23年9月初め 平成23年度第2回環境審議会大気環境部会 報告案とりまとめ
(骨子案について パブリックコメント実施)
(自動車NO_x・PM法に基づく総量削減計画策定協議会による検討)
- (3)平成24年2月ころ 平成23年度第32回環境審議会大気環境部会 答申
- (4)平成24年2月ころ 自動車NO_x・PM法に基づく総量削減計画(案)策定 【予定】
環境大臣との協議開始
- (5)平成24年夏ころ 自動車NO_x・PM法に基づく総量削減計画策定 【予定】

4 参 考

(1) 自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針

総量削減基本方針は、自動車NO_x・PM法第6条第1項及び第8条1項の規定により環境大臣が定めるもので、知事は、同法第7条第1項及び第9条第1項の規定により同方針に基づき、当該対策地域における自動車排出窒素酸化物及び自動車排出浮遊粒子状物質の総量の削減に関し実施すべき施策に関する計画(千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出浮遊粒子状物質の総量削減計画)を定めなければならないとされている。

総量削減基本方針の変更の概要

	新基本方針	旧基本方針
① 目標年度	平成 32 年度	平成 22 年度
② 対策地域における削減目標	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。 ただし、平成 27 年までに、すべての監視測定局における大気環境基準を達成するよう最善をつくす。	二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね達成する。 大気環境基準を達成するように最善をつくす。
③ 対策の継続	対策地域の見直しは行わず、対策を継続する。	

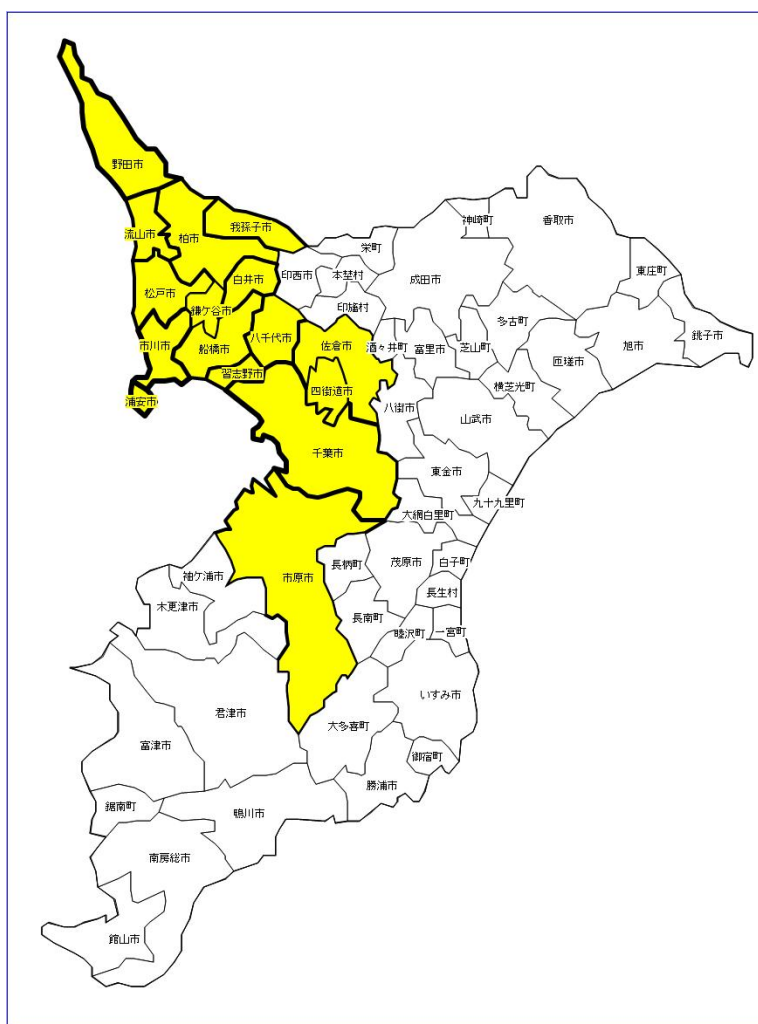
(2) 自動車排出窒素酸化物総量削減計画等策定協議会

自動車NO_x・PM法第10条第1項に規定により、千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出浮遊粒子状物質の総量削減計画を審議するために設置が義務付けられた組織で、千葉県行政組織条例により、①知事、②県公安委員会委員長、③関係市町長、④関係地方行政機関の長、⑤関係道路管理者、⑥事業者の代表及び⑦住民代表者からなり、定数は35名以内と定められている。

(3) 自動車NO_x・PM法に定める対策地域

千葉県の地域： 16市

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、習志野市、柏市、市原市、浦安市、四街道市、白井市



(3) 環境審議会への諮問と自動車 NOx・PM 法に係る総量削減計画策定スケジュール(案)

